

## 短期大学で実施する薬物乱用防止教育に関する教育職員の意識調査に関する研究

松本 禎明<sup>\*1</sup>・井野 和可奈<sup>\*2</sup>

<sup>\*1</sup>九州女子短期大学専攻科子ども健康学専攻  
北九州市八幡西区自由ヶ丘1-1 (〒807-8586)

<sup>\*2</sup>由布市立川西小学校 大分県由布市湯布院町川西3716 (〒879-5113)

(2017年11月1日受付、2017年12月8日受理)

### 要 旨

近年、覚せい剤や大麻などの所持や使用で著名人が逮捕されるニュースが何度も世間を騒がせている。また一般人においても、薬物乱用者による様々な犯罪、特に重大な交通事故を起こすなど大きな社会的問題となっている。

そこで、薬物乱用問題は若年層にも広がりを見せていることから、子ども達の心身の健全な成長発達に寄与する人材を養成する、特に職業能力開発により実社会で即戦力を求められる短期大学設置基準上の「教育学・保育学関係」分野の短期大学の学科における薬物乱用防止教育の取り組みについて、そこで教鞭をとる教育職員への意識調査を行い今後の課題と展望について探求することにした。

その結果、養成する学生が将来を担う子ども達への教育や支援に関係していく可能性が高いことや短期大学という特質から早期教育導入の必要性を鑑み、短期大学に所属する教育職員が共通理解の上一丸となって組織的な継続的教育を積極的に行う必要性を感じていることが分かった。それを効果的に推進するためには専任医療・保健系教育職員及び学内外を含めた医学・薬学系教育職員又は研究者を動員し、独立した講座より医療・保健系授業の中で自然な形で導入した方が良いと考えているようであった。その中で、教える側が一方的に教授するのではなく、教えられる側が自ら考え、これからの人生においてそのような行動選択をすれば良いかを考えさせる学習に繋ぐことが薬物乱用防止教育の真の効果を高めることに繋がると考えられる。

以上のことから、薬物乱用は喫緊の重大な社会問題に発展しており、それをいかに解決するかは学校教育の果たす役割は極めて大きい。これまでの教育が間違っていたとまでは言わないが、教育を運営する側の研修強化と意識の向上、幼児から大学生に至るまでの学校教育の学校種を超えての連続的な教育プログラムの策定、リアル感の伴う化学的根拠に基づいた教育内容の改善及び受講する側におけるアクティブラーニングなどの推進を早急に図る必要がある。特に、短期集中型の職業能力開発を目的とした短期大学での教育では4年制学部等より早く社会へ人材を輩出することになるため早期の段階から、創意工夫した全学的な取り

組みが極めて重要である。

## I. 緒言

学校教育において、薬物乱用防止教育は程度の差はあれ古くから実施されてきている。しかしながら、実社会において薬物乱用問題はいつまでたってもなくならないという矛盾に直面している。特に近年、覚せい剤や大麻などの所持や使用で著名人が逮捕されるニュースが何度も世間を騒がせている。また一般人においても、薬物乱用者による様々な犯罪、特に重大な交通事故を起こすなど大きな社会的問題となっている。この薬物乱用問題は若年層にも広がりを見せている。独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)の調査によると、平成18年度以降、短期大学内での学生による薬物乱用事件(覚せい剤取締法違反や大麻取締法違反による逮捕者発生)は1.7%であった。<sup>1)</sup> 1.7%と数字だけ見ると少ないように感じるが、調査した短期大学350校中6校もの薬物乱用事件が実際に発生している<sup>1)</sup> ことに驚きを隠せない。

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課によると、薬物は「覚せい剤取締法」「大麻取締法」「あへん法」「麻薬及び向精神薬取締法」「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器法)」<sup>2)</sup> など様々な法律で規制されているが、覚せい剤、大麻、麻薬、向精神薬から、成分の特定が困難な場面に直面することの多い危険ドラッグまであり、益々混迷を深める事態に陥っている。

薬物乱用対策推進会議は、平成25年8月に第四次薬物乱用防止五か年戦略(以下、「五か年戦略」)を策定した。そこには大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進を図り、薬物乱用の根絶に向けた取り組みを充実させようと打ち出している。<sup>3)</sup>

また、日本全体でみると、平成27年の薬物事犯(覚せい剤事犯、大麻事犯、麻薬及び向精神薬事犯、あへん事犯をいう。)の検挙人員は13,524人(前年比+403人、+3.1%)であり、横ばい傾向であるが、増加しているのは事実である。その中でも大麻は、20歳代及び20歳未満の人口10万人当たりの検挙人数がそれぞれ6.9人(前年比+1.9人)及び2.0人(前年比+0.9人)と増加していた。若年層による大麻の乱用傾向が増加していることが挙げられる。<sup>4)</sup>

このように、薬物乱用問題は若年層にも広がりを見せていることから、子ども達の心身の健全な成長発達に寄与する人材を養成する、特に職業能力開発により実社会で即戦力を求められる短期大学設置基準上の「教育学・保育学関係」分野の短期大学の学科における薬物乱用防止教育の取り組みについて、そこで教鞭をとる教育職員への意識調査を行い今後の課題と展望について探求することにした。

## II. 調査方法

### 1. 調査目的

若い世代の教育や支援等を担う人材を養成する短期大学(短期大学設置基準上の学科の属

する分野の区分「教育学・保育学関係」の教育職員に対して喫緊の課題である薬物乱用防止教育の取り組みについて意識調査（書面調査）を行うことを目的とする。調査対象の短期大学の薬物乱用防止教育は、独立した講座は設けず、キャリア教育又は医療保健系の通常科目の中で特定の科目内の一部で単年度内に1～2時限程度触れる形で実施されていた。

## 2. 調査時期

平成28年3月に実施した。

## 3. 調査対象

本研究では、九州地区中堅都市に位置するA女子短期大学専任教育職員14人を対象とし、無記名・選択式（一部記入述式）の書面調査を実施した。

## 4. 倫理的配慮

回答は任意とし、個人が特定されないように無記名方式で、回答書面は専用ボックスにて回答者により投函してもらう方法をとった。また、回収回答書面は本研究以外では使用しないことを説明した。

## III. 調査結果

回答書面の回収率は85.7%（14人中12人）であった。

調査用質問用紙の内容と調査結果（【 】内に回答実数人数又は主な記述にて記載）は次の通りである。

（質問1）先生の主たるご専門領域はどれですか。

- a. 文系（芸術系を含む）【7人】    b. 理系（医療・保健・体育系）【4人】  
c. 理系文系同程度の複合領域【1人】    d. その他（記述            ）【0人】

（質問2）その主たる専門領域で短期大学以上の高等教育機関で教鞭をおとりになったご経験年数（非常勤を含む）はどれですか。

- a. 1～5年間【3人】    b. 6～10年間【5人】  
c. 11～20年間【2人】    d. 21年間以上【2人】

（質問3）先生ご自身におかれまして、これまで（特に、直近5年間）の短期大学での薬物乱用防止教育の取り組み事項や内容は把握ができていますと感じますか。

- a. 強くそう思う【0人】    b. まあまあそう思う【5人】  
c. あまりそう思わない【5人】    d. 全くそう思わない【2人】

（質問4）先生ご自身は薬物乱用防止教育について関心と知識があり学生への教育を担当できる力量はあると感じていますか。

- a. 強くそう思う【0人】    b. まあまあそう思う【4人】  
c. あまりそう思わない【7人】    d. 全くそう思わない【1人】  
e. その他（                            ）【0人】

(質問5) 短期大学の学生への現況の薬物乱用防止教育は十分だと思いますか。

- a. 強くそう思う【0人】    b. まあまあそう思う【3人】  
c. あまりそう思わない【6人】    d. 全くそう思わない【0人】  
e. 現況を把握できていないので分からない【3人】

(質問6) 一般論として、短期人材養成を目的とする短期大学の学生への薬物乱用防止教育は、学部教育のそれと比較して、強化する必要性を感じますか。

- a. 強くそう思う【2人】    b. まあまあそう思う【7人】  
c. あまりそう思わない【2人】    d. 全くそう思わない【1人】

(質問7) 短期大学の中でも教育学・保育学関係分野の学科では、学生への薬物乱用防止教育を特に強化する必要性を感じますか。

- a. 強くそう思う【5人】    b. まあまあそう思う【5人】  
c. あまりそう思わない【1人】    d. 全くそう思わない【1人】

(質問8) 短期大学の学生に対して、時代に即した説得力のある薬物乱用防止教育を行う場合強化すべき項目に○を付けてください。ただし、教育学・保育学関係分野の学科で特に強化すべき項目には◎を付けてください【複数回答可】。

- ( ) 薬物乱用問題に関する法令知識  
○【4人】    ◎【2人】
- ( ) 薬物乱用問題に関する物質の分類知識  
○【2人】    ◎【0人】
- ( ) 薬物乱用問題に関する化学的根拠に基づいた作用の知識  
○【4人】    ◎【5人】
- ( ) 薬物乱用問題に関する物質の入手経路に関する注意と知識  
○【9人】    ◎【0人】
- ( ) 薬物乱用の誘惑の現状  
○【10人】    ◎【1人】
- ( ) 薬物乱用問題に関する警察の摘発件数  
○【0人】    ◎【0人】
- ( ) 薬物乱用問題に関する国際事情  
○【2人】    ◎【0人】
- ( ) 薬物乱用後の更生に関する知識  
○【6人】    ◎【1人】
- ( ) 薬物乱用防止に関する書面や静止画による知識  
○【2人】    ◎【0人】
- ( ) 薬物乱用防止に関する動画（ヒト関係）による知識

○【10人】 ◎【0人】

( ) 薬物乱用防止に関する動画(動物実験関係)による知識

○【1人】 ◎【0人】

( ) 薬物乱用防止に関する動物実験の授業への導入

○【1人】 ◎【0人】

( ) メンタルヘルス全般に関する知識

○【5人】 ◎【2人】

(質問9) 短期大学内において学生に対する薬物乱用防止教育を行う場合、そのふさわしい場面に○を付けてください。ただし、教育学・保育学関係分野の学科で特に強化すべき項目には◎を付けてください【複数回答可】。

( ) 課外(事務系部署、外来講師)で特別講座を行う

○【4人】 ◎【3人】

( ) キャリア教育授業の中で行う

○【5人】 ◎【2人】

( ) 各教育職員が平時の授業の中で注意喚起し、少しずつ涵養する

○【2人】 ◎【0人】

( ) 医療・保健系授業の中で行う

○【8人】 ◎【3人】

(質問10) 短期大学の学生に対して、時代に即した説得力のある薬物乱用防止教育を行う場合、その教育のリーダーは誰が務めるべきですか。該当項目に○を付けてください。ただし、教育学・保育学関係分野の学科で特に強化すべき項目には◎を付けてください【複数回答可】。

( ) 短期大学の専任教育職員全員

○【7人】 ◎【1人】

( ) 短期大学の専任医療・保健系教育職員

○【6人】 ◎【1人】

( ) 短期大学の学長、部長又は学科長

○【2人】 ◎【5人】

( ) 短期大学の学生支援系事務職員

○【2人】 ◎【0人】

( ) 短期大学の教務系事務職員

○【0人】 ◎【0人】

( ) 学内外を含めた医学・薬学系教育職員又は研究者

○【5人】 ◎【2人】

( ) 学内外を含めた心理学系教育職員又は研究者

- 【3人】    【0人】  
( ) 学内外を含めた社会科学(心理学を除く)系教育職員又は研究者

- 【3人】    【0人】  
( ) 弁護士

- 【1人】    【0人】  
( ) 国や地方の保健福祉関係センター、保健所などの行政官

- 【2人】    【1人】  
( ) 臨床現場の医師

- 【2人】    【0人】  
( ) 臨床現場の看護師

- 【0人】    【0人】  
( ) 臨床現場の薬剤師

- 【1人】    【0人】  
( ) 警察官

- 【1人】    【0人】  
( ) 薬物更生施設関係者

- 【2人】    【0人】

(質問11) 短期大学において、学生への薬物乱用防止教育を行う場合の手法は組織対応(項目や内容が組織でオーソライズされた教育)が効果的だと思いますか。

- a. 強くそう思う【3人】    b. まあまあそう思う【8人】  
c. あまりそう思わない【1人】    d. 全くそう思わない【0人】

(質問12) 短期大学において、学生への薬物乱用防止教育を行う場合の手法は個別対応(各職員判断での個別教育)が効果的だと思いますか。

- a. 強くそう思う【0人】    b. まあまあそう思う【5人】  
c. あまりそう思わない【7人】    d. 全くそう思わない【0人】

(質問13) 短期大学の学生において、何らかの手段や方法で薬物乱用防止教育を実施する場合の適切な時期に○を付けてください。ただし、教育学・保育学関係分野の学科で特に強化すべき項目には◎を付けてください【複数回答可】。

- ( ) 入学前(入学前直前教育)  
【2人】    【0人】

- ( ) 入学当初  
【7人】    【1人】

- ( ) 1年次前半(入学当初より後)  
【6人】    【0人】

- ( ) 1年次後半  
○【2人】 ◎【1人】
- ( ) 2年次前半  
○【2人】 ◎【0人】
- ( ) 2年次後半  
○【1人】 ◎【0人】
- ( ) 卒業直前  
○【1人】 ◎【1人】
- ( ) 在学中の2年間で複数期  
○【3人】 ◎【4人】

(質問14) 短期大学学生の2年間の在学中に薬物乱用防止教育を実施するとした場合回数はいくらが適当だと思いますか。適切な時期に○を付けてください。

- ( ) 1回 【1人】 ( ) 2回 【5人】  
( ) 3回 【5人】 ( ) 4回 【1人】  
( ) 5回以上【0人】

(質問15) 薬物乱用防止教育は、単に教育職員や事務職員からの教授伝達より、学生討論など学生にむしろ考えてもらうようなアクティブラーニング的誘導が効果的だと思いますか。

- a. 強くそう思う【3人】 b. まあまあそう思う【8人】  
c. あまりそう思わない【1人】 d. 全くそう思わない【0人】

(質問16) 短期大学教育学・保育学関係分野の学科学生への薬物乱用防止教育には、世間で注目を集めている大麻、覚せい剤などだけではなく、危険ドラッグ、アルコール（お酒）依存症及び通常医薬品などの乱用問題も取り扱った方が良いと思いますか。

- a. 強くそう思う【9人】 b. まあまあそう思う【3人】  
c. あまりそう思わない【0人】 d. 全くそう思わない【0人】  
e. その他 ( ) 【0人】

(質問17) 短期大学入学前に薬物乱用防止教育に取り組んでおいてほしい教育機関等はどれですか【複数回答可】。

- ( ) 高等学校【12人】  
( ) 中学校【11人】  
( ) 小学校【6人】  
( ) 幼稚園・保育所【0人】

(質問18) 一般に、対面の薬物乱用防止教育はどの世代（主たる機関等）で強化した方が良いと思いますか。○を付けてください【複数回答可】。

- ( ) 高年成人（職場、行政や民間機関、大学等の生涯学習機関等）【1人】

- ( ) 中年成人 (職場、行政や民間機関、大学等の生涯学習機関等) 【3人】
- ( ) 若年成人 (職場、行政や民間機関、大学等の生涯学習機関等) 【3人】
- ( ) 大学生 (専門学校、短期大学以上の高等教育機関) 【10人】
- ( ) 生徒 (高等学校) 【12人】
- ( ) 生徒 (中学校) 【9人】
- ( ) 児童 (小学校後半学年) 【5人】
- ( ) 児童 (小学校前半学年) 【0人】
- ( ) 幼児 (幼稚園、保育所) 【0人】

(質問19) 短期大学の学生への薬物乱用防止教育の実施に加えて別途の専任教育職員の研修の機会が必要だと思いますか。

- a. 強くそう思う 【1人】    b. まあまあそう思う 【8人】
- c. あまりそう思わない 【1人】    d. 全くそう思わない 【0人】
- e. 学生と一緒に学ぶ機会があればそれで良い 【2人】

(質問20) 薬物乱用防止教育の課題や展望、職員研修や学ぶ学生に期待する姿勢などがございましたらぜひご記入ください。

- ・小学校、高学年の中には他人に迷惑をかけなければ良い等という子どももいる。物事の善悪をどの程度どのように結びつけていくのかは、とても難しい問題だ。
- ・単なる知識の教育ではなく、感情に訴える教育が必要。また、薬物乱用も含めた依存症の人の理解、共感方向づけの教育も必要。
- ・有名人を始めとして、日本では薬物乱用は重要な社会問題と考えられる。

#### IV. 考察

##### 1. プロフィールについて

(質問1)、(質問2) のプロフィールについての質問は、教育職員の専門領域は多い順に文系 (芸術系を含む)、理系 (医療・保健・体育系) であった。今回調査を行ったA女子短期大学は幼稚園教諭、保育士、養護教諭など将来教育 (幼稚園、小中高等学校等) 又は保育を担うであろう学生の養成を行う学科を有している。そのため、教育学、福祉学、心理学、医学、看護学など多様な専門領域を扱う教育職員が在籍しているため幅広い見地からの回答が得られた。職務経験については、6～10年間をピークにその前後にほぼ均等に分布していた。

##### 2. 教育職員の薬物乱用防止教育に対する意識について

(質問3) の短期大学での薬物乱用防止教育の取り組み事項や内容は把握ができていると感じるか、という質問に対し、「強くそう思う」「まあまあそう思う」を合わせ肯定的回答は

5人であるのに対し、「あまりそう思わない」「全くそう思わない」という否定的回答は7人であったことから、把握できていないと感じている教育職員の方が多かった。

短期大学の教育を担う教育職員が取り組み事項や内容の把握をできていないと感じているのは、薬物乱用防止教育が特定の科目担当教育職員に任せられ、組織的な対応になっていないのではないかと考えられる。

(質問4)の関心と知識があり学生への教育を担当できる力量はあると感じているか、という質問に対して、「あまりそう思わない」「全くそう思わない」と否定的な回答をした教育職員が8人と多くを占めた。学生に教える側の教育職員が自らの薬物乱用防止教育についての関心や知識が十分でなく、薬物乱用防止教育を行う力量不足が感じられるが、今回調査対象の教育学・保育学関係の高等教育機関である短期大学では専門性が細分化された教育職員の集団組織であるため、ある程度仕方のないことかもしれない。しかしながら、薬物乱用防止教育は遠い世界のことと考えるのは適当でなくこれから人の教育等に携わる人材を養成していることから、やはり喫緊の課題として捉え様々な専門分野の立場から見つめ、可能な限り研修を積んでいく姿勢を堅持していくことこそが重要であると考えられる。

高等学校教諭の薬物乱用防止教育に関する意識調査の報告では、大麻など名称がよく知られている薬物でさえ専門知識が十分でなく、教諭間で薬物乱用防止教育の実施意義に対する認識に差異が生じており教育が一部の教諭に委ねられている実態があり、生徒に対して教育活動を行う前に、教諭間での共通理解を図り、教育活動全体を通して行っていくことの重要性を指摘している。<sup>5)</sup> このことから、充実した薬物乱用防止教育の推進を図るためには、教諭への教育訓練、いわゆる職員教育が重要である。これは(質問3)、(質問4)の実態と一致する所である。近年東京地区において実際に、教諭、教育委員会職員、学校薬剤師、PTA関係者、警察、麻薬取締員、精神保健センター、保健所職員、その他薬物乱用防止に関心のある者を対象に一般社団法人東京都学校薬剤師会が主催し、文部科学省、厚生労働省、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターが後援する薬物乱用防止教育を一層強化するために薬物乱用防止教育研修会が開催された<sup>6)</sup>ことは極めて大きな意味をもつ。

### 3. 短期大学の薬物乱用防止教育について

(質問5)の短期大学の学生への現況の薬物乱用防止教育は十分だと思うかという質問では、薬物乱用防止教育は十分ではないと回答している教育職員は半数の6人であった。

(質問6)の一般論として、短期人材養成を目的とする短期大学の学生への薬物乱用防止教育は、学部教育のそれと比較して強化する必要性を感じるか、という質問では通常4年制である大学での薬物乱用防止教育より通常2年制である短期大学の薬物乱用防止教育を強化しなければならないと感じている教育職員は9人と多かった。この理由として、短期大学は即戦力としての職業能力開発機関であり、学びの期間にゆとりのある大学学部の学生と比べ

て早く社会に出ることになるため、薬物乱用防止教育の密度と頻度を上げ短期集中で実践し、成果を挙げることの重要性を意識しているためではないかと考えられる。

(質問7)の短期大学の中でも教育学・保育学関係分野の学科では、学生への薬物乱用防止教育を特に強化する必要性を感じるかという質問では、強化すべきであると回答した教育職員が殆どであった。これは、将来日本の子ども達の教育等を担うであろう教育学・保育学関係分野を学んでいる学生にとって、しっかり学ぶべき重要事項であると感じているためではないかと考えられる。また、栗原によると、教育系学生は薬物教育に高い関心を持っているという。<sup>7)</sup>教育系学生は薬物乱用防止教育について積極的に学ぶ姿勢は重要であり、教える側、教えられる側の相互に刺激し合えるのではないかと考えられる。

(質問8)の短期大学の薬物乱用防止教育において強化すべき項目は、薬物乱用の誘惑の現状、薬物乱用防止に関する動画(ヒト関係)による知識、薬物乱用問題に関する物質の入手経路に関する注意と知識を指摘する回答が多かった。教育学・保育学関係分野の学科の学生に期待するものとしては、薬物乱用問題に関する化学的根拠に基づいた作用の知識が多かった。石橋によると、薬物乱用防止教育では、薬物の有害性・違法性についての知識を持つこと、そして違法薬物を誘われたときに自ら断るスキルを身につけること、これらをバランスよく進めていくことを重要とし、薬物を断るスキルというのは、人との良好な対人関係を維持するためのソーシャルスキル(例えば、挨拶をする、人の話を聴く、謝る、誉める、仲間に入る、誘いを断るなど)であると述べている。<sup>8)</sup>従来、行われているような有害性・違法性についての知識を座学により身につけることも当然必要である。さらに、アクティブラーニング的な「学生が自ら考え活動を行うような授業」を行うことで、薬物を断るスキルが身につくのではないかと考えられる。

(質問9)のどのような場面で薬物乱用防止教育を進めていくかについては、医療・保健系授業の中で行うことがふさわしいと多くの教育職員が回答していた。これは、平時の授業とは独立した薬物乱用防止教育講座を開設するより、医療・保健系授業で自然の流れの中で行う方が効果的であり、学生らに内容が浸透しやすいと考えられる。

(質問10)の薬物乱用防止教育を行う場合のリーダーについては、短期大学の専任教育職員が適任だとの回答が多かった。専任教育職員は日頃から学生と授業や諸活動で接点が多く、学生の現状を把握しやすい立場にある。ただし、教育内容については学生が小中高の繰り返しと感ぜないように関心の高い内容を精選すべきであり、学生はより現実味のある学びを期待している<sup>9)</sup>ということは留意すべきである。これらの現状の把握を踏まえて、積極的な専任教育職員の投入により、効果的な薬物乱用防止教育に繋げていくことが可能となるのではないかと考えられる。その中に可能な限り医療・保健系教育職員が含まれる割合が高くなればなる程、説得力のある教育の展開が可能となる。また、学内外を含めた医学・薬学系教育職員又は研究者への期待は、より専門性の高い根拠説明を伴ったリアリティのある教育の実

践に結びつけていける可能性がある。

(質問11)、(質問12)において、学生への薬物乱用防止教育を行う場合、組織対応が効果的であると思う、という回答が殆どであった。一方で、個別対応は効果的であると思わないという回答が多かった。学生は人数が多く、個別対応となると薬物乱用防止教育を行う教育職員の負担が大きくなるばかりか非効率的になりかねない。組織対応を効果的に実践するためにはやはり教育職員同士の共通理解を図ることは極めて重要である。個別対応が効果的であると回答があったのは5人であったが、学生の状況に合わせた教育ができるという大きなメリットは否定できない。組織対応を行った上で、教育職員同士の共通理解を図りながら気になる学生へコンタクトを取るという流れができれば、教育の定着に繋がるのではないかと考えられる。

(質問13)の薬物乱用防止教育を進めていく中で、短期大学において適切な時期は、入学当初、1年次前半(入学当初より後)が適切であるという回答が多かった。これは学生生活が軌道に乗る時期であり、入学後の早期に行うことでの教育効果を期待したためであろう。内閣府による「五か年戦略」では、「大学等の学生に対する薬物乱用防止のため、大学等に対し入学時のガイダンスの活用を促し、その際に活用できる啓発資料を作成するなどの啓発の強化を図る。」<sup>3)</sup>としている。これを受け、文部科学省は「大学等においては、入学時のガイダンスなど様々な機会を通じ大学等の学生に対して薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めること。」<sup>10)</sup>とした。これらのことから、大学等における薬物乱用防止教育の充実が必要であることが分かる。そこには、適切な時期として入学当初に行うガイダンスに触れられており、回答結果と一致していることが分かった。

(質問14)では薬物乱用防止教育を実施する適切な回数について、回答は「2回」「3回」が圧倒的に多かった。これは、繰り返し学習による浸透を期待したものであると考えられる。

(質問15)の薬物乱用防止教育は教える側からの伝達より、学生が考えるような学習が効果的であるかという質問に対して、「強くそう思う」「まあまあそう思う」を合わせた肯定的回答は11人であり、殆どの教育職員がアクティブラーニング的誘導が効果的であると考えていた。教える側が一方的に教授するのではなく、これからの薬物乱用防止教育は教えられる側が自ら考え、これからの人生においてどのような行動選択をすれば良いかを考えさせる学習をさせていくことが薬物乱用防止教育の真の効果を高めることに繋がるものと考えられる。

(質問16)では、短期大学の教育学・保育学関係分野の学科に在籍している学生への薬物乱用防止教育は危険ドラッグ、アルコール(お酒)依存症及び通常医薬品などの乱用問題も取り扱うべきか、という質問であった。これに対し、「強くそう思う」が9人と多くを占めた。現在、危険ドラッグを使用し、問題行動を起こすことが社会で大きな問題となっている。また、危険ドラッグは数種類の異なる作用を有する物質を混ぜて作っていることが多いため作

用が複雑で、救急搬送された病院でも対処法が見出しにくく、命が危険な状態にさらされることも少なくない。また、アルコール（お酒）依存症や医薬品でも誤った摂取を行うと心身に重大な害を及ぼす。その延長線上で薬物に手を出しやすくなる危険性もある。また、学校における薬物乱用防止教育の重要なポイントがいくつかあり、その中の一つに「法規制の有無に関係なく、あらゆる薬物に対して警鐘を鳴らす」こと、危険ドラッグや治療薬として使われる医薬品の指示外・適応外の使用は薬物乱用になると伝えることが必要である。<sup>11)</sup> このことから、薬物乱用防止教育は大麻、覚せい剤等だけではなく、依存症を起しやすいアルコール（お酒）や医薬品を含めた形で関連性をもたせた包括的な学びが重要であると考えられる。

（質問17）では、短期大学入学前の学校教育において薬物乱用防止教育に取り組んでほしい教育機関等はどれかという質問では、多い順に「高等学校」「中学校」「小学校」であった。やはり教えられる側の年齢が上がるにつれて、薬物に触れる危険が高まることは当然であるが、理解力の向上と社会に出る前に近い時期を重要視したためこのような順になったのではないかと考えられる。また、「小学校」と回答したのは6人と意外に多かった。これは、薬物とはかけ離れているような小学生にも薬物の危険を感じ、早期教育の重要性を意識しているからではないかと考えられる。実際、小学生による大麻の使用が社会的問題となった事例があった。

（質問18）の薬物乱用防止教育はどの世代で強化した方が良いかという質問では、多い順に「生徒（高等学校）」「大学生（専門学校、短期大学以上の高等教育機関）」「生徒（中学生）」という回答であった。これは、専門教育を得て社会人となるための大学教育での効果を期待している現れであると思われる。

（質問19）の専任教育職員への研修の機会が必要だと思うか、という質問に対して「まあまあそう思う」が8人と最も多かった。学生に日頃から授業を行っている専任教育職員は専門性の差はあれ学生との接触の機会が多い。本来の専門領域に関わらず専任教育職員の全てが研修により学習を深めて行くことは、様々な方向性からこの問題を直視し、それぞれの専門領域の立場から多様な助言を学生に与えることに繋がり、それがより良い刺激を与えることに貢献すると考えられる。

（質問20）の薬物乱用防止教育の課題や展望、職員研修や学ぶ学生に期待する姿勢に関する自由記述については、早期段階から子ども達への心に響くような教育が必要であり、かつそれが非常に重要な課題であると認識しているようであった。

## V. 総括及び結論

文部科学省は、過去10年間にわたり小中高等学校における薬物乱用防止教育の実施に向けて力を入れてきた。その結果、教育の実施状況は当初低調であった小学校で格段に伸び、

近年では小中高等学校が肩を並べ80%前後実施されているという状況となった。<sup>12)</sup> しかしながら、その実施回数、実施時間及び実施内容については、学校種や学年においてかなりの温度差があるものと考えられ、どの程度成果が上がっているのかは判然としない。

また、国は薬物乱用問題が世間を騒がしている昨今を意識してか、このような小中高等学校という初等中等教育機関に加えさらに大学などの高等教育機関での教育にもかなり意識を始めている。その強い現れとして平成29年3月21日、文部科学省は、厚生労働省、警察庁、内閣府と合同で「大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレット」<sup>13)</sup> を発表した。これは平成25年8月に、「五か年戦略」において、「青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進」を目標の一つに掲げ「大学等の学生に対する薬物乱用防止のため、大学等に対し入学時のガイダンスの活用を促すとともに、その際に活用できる啓発資料を作成するなど、啓発の強化を図る。」ことを趣旨としているものである。

今回は特に、短期大学設置基準上の「教育学・保育学関係」分野の学科を有する短期大学の教育職員に対して薬物乱用防止教育への意識調査を行った。養成する学生が将来を担う子ども達への教育や支援に関係していく可能性が高いことや短期大学という特質から早期教育導入の必要性を鑑み、短期大学に所属する教育職員が共通理解の上一丸となって組織的な継続的教育を積極的に行う必要性を感じていることが分かった。それを効果的に推進するためには専任医療・保健系教育職員及び学内外を含めた医学・薬学系教育職員又は研究者を動員し、独立した講座より医療・保健系授業の中で自然な形で導入した方が良いと考えているようであった。

また、これまでのような薬物問題を法令や罰則を意識した予防的教育とするのではなく、ヒトへの生理学的な影響を踏まえた健全な生活習慣の堅持を意識した志向的教育が、その関連の研究者も投入しながら、学校教育の現場や一般市民レベルで広く実施されていくこと<sup>14)</sup> は極めて重要であると言える。

以上、薬物乱用は喫緊の重大な社会問題に発展しており、それをいかに解決するかは学校教育の果たす役割は極めて大きい。これまでの教育が間違っていたとまでは言わないが、教育を運営する側の研修強化と意識の向上、幼児から大学生に至るまでの学校教育の学校種を越えての連続的な教育プログラムの策定、リアル感の伴う化学的根拠に基づいた教育内容の改善及び受講する側におけるアクティブラーニングなどの推進を早急に図る必要がある。特に、短期集中型の職業能力開発を目的とした短期大学での教育では4年制学部等より早く社会へ人材を輩出することになるため早期の段階から、創意工夫した全学的な取り組みが極めて重要である。

## VI. 謝辞

書面調査に協力を賜った当該短期大学教育職員各位に甚大な謝意を表す。

## VII. 参考文献

- 1) 独立行政法人日本学生支援機構 (JASSO)、薬物乱用防止に関する各学校における啓発・指導の実態状況調査 (平成22年5月公表)、(2010)
- 2) 厚生労働省医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課、薬物乱用の現状と対策、11月、(2015)
- 3) 内閣府薬物乱用対策推進会議、第四次薬物乱用防止五か年戦略、8月、(2013)
- 4) 警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課、平成27年における薬物・銃器情勢確定値、3月 (2016)
- 5) 松本禎明、坂井留美、三島健一、江頭伸昭、岩崎克典、藤原道弘、大麻の乱用防止教育と高等学校教諭の意識に関する研究、九州女子大学紀要、第46巻2号、(2009) pp.131～150
- 6) 一般社団法人東京都学校薬剤師会、第25回薬物乱用防止教育研修会開催要項、8月、(2016)
- 7) 栗原久、教育系および医療系大学生の薬物乱用に関する認識—作文の記述内容を基にした分析—、東京福祉大学・大学院紀要、第4巻第1号 (Bulletin of Tokyo University and Graduate School of Social Welfare)、10月、(2013) pp.55～61
- 8) 石橋昭良、少年の薬物乱用とその予防 (話題、<特集>麻薬と覚せい剤)、文教大学人間科学部、ファルマシア 46 (9)、9月 (2010) pp.871～875
- 9) 中野智美、竹下誠一郎、宮川八平、斉藤ふくみ、大学における薬物乱用防止教育の一試案—大学生を対象とした意識調査結果から—、茨城大学教育実践研究30、(2011) pp.159～167
- 10) 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、薬物乱用防止教育の推進について、9月、(2016)
- 11) 松本俊彦、求められる薬物乱用防止教育とは?～「ダメ、ゼッタイ」だけではダメ～、平成21年度インターネットによる「青少年の薬物乱用に関する調査」報告書 (第6節 委員による所見)、内閣府、(2010) pp.59～67
- 12) 内閣府、薬物乱用対策推進本部会議、資料7薬物乱用防止教育の推進について<文部科学省>、(2016)
- 13) 文部科学省、大学生等に対する薬物乱用防止のための啓発用パンフレットについて、3月、(2017)
- 14) 宮田篤郎、薬理学の教育による社会貢献、日薬理誌、149、(2017) pp.63～64

## The prevention of drug abuse education in junior college

Yoshiaki MATSUMOTO<sup>\*1</sup>, Wakana INO<sup>\*2</sup>

<sup>\*1</sup>Advanced course of child care and education at Kyushu Women's Junior College

1-1, Jiyugaoka, Yahatanishi-ku, Kitakyushu-shi 807-8586, Japan

<sup>\*2</sup>Yufu Elementary School

3716, Kawanishi, Yufuin-cho, Yufuin-shi, Oita 879-5113, Japan

### ABSTRACT

Because a drug abuse problem spread widely across a younger age group, too, so an attitude survey to the educational personnel who teach was performed about a match of drug abuse prevention education in a junior college.

As a result, drug abuse is developing into pressing important social problem, and the role a school education achieves is very big for how to settle that. It's necessary to plan for the training reinforcement on the side which manages education, improvement of consciousness, improvement of education contents based on a chemical basis which involves successive decision of an educational problem and realistic feeling beyond the scholastic school kind to the college student from an infant and promotion of active learning in the attended side immediately.

For 4 year system department to produce human resources to society earlier by education at the junior college which had professional development of short-term hall access type for its object in particular, the early stage showed that the whole school-like match which created an ingenious solution is very important.

Keywords : drug abuse, education, college